

マージン率等及びキャリアコンサルティングに係る情報提供

ジェイエスケイ株式会社 本社

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 7 年度（令和 7 年 5 月～令和 8 年 6 月）

記

- 1 令和 8 年 6 月付 派遣労働者 0 人
- 2 令和 7 年度 派遣先事業所数 0 件
- 3 令和 7 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 0 円（1 日当たりの料金額（8 時間労働として計算））
- 4 令和 7 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 0 円（1 日当たりの賃金額（8 時間労働として計算））
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 0%
- 6 労使協定書締結なし
- 7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL0930-25-0031

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1 人当たりの 平均実施時間
新規採用者訓練	新規雇用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	1 時間
経験者訓練	1 年以上の雇用見込者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間
経験者訓練	2 年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8 時間

《以下のようなご相談に対応いたします》

就職活動やキャリア全般についてのご相談に対応します。

- ・就業していく上で、何か資格を取得したほうがいいのか？
- ・現在の自分のスキルを活かせる仕事はなんだろう？

◆所要時間：40 分程度

◆料金：無料

◆対象の方：ジェイエスケイ株式会社で現在就業中の方

《教育訓練計画概要》

派遣法改正で派遣元から就業スタッフの皆様への教育訓練が義務付けられました。

経験やスキルに合わせ、皆様の希望に合うキャリアアップ支援を行っております。

◆受講対象者

当社が雇用する全ての派遣社員が対象となります。

◆受講内容

新規で派遣就労する労働者については、ビジネスマナー等の入職時基礎訓練を実施する。
また弊社の派遣労働者の大半がドライバー業務への派遣である事から、物流業界全般講座や物流用語講座を実施し、業務スキルの向上を支援していく。

◆実施時期

弊社にて雇用開始後 3 年間は毎年 1 回以上の教育訓練の機会を提供し、フルタイムで 1 年以上の雇用が見込まれる派遣社員 1 人あたり、毎年 8 時間以上の教育訓練を実施する。

◆実施方法

ご自身のスマートフォンやパソコンから E-ラーニング教材を受講いただきます。
受講費用は無料です。

◆実施時給与

受講時にご就業中の派遣契約時間給にてお支払します。

◆受講にあたっての留意点

指定の受講期間内に受講してください。
4 週に計 4 日の休み（法定休日）は確保してください。
勤務時間中や休憩時間中の受講はおやめください。
深夜時間帯（22：00～5：00）の受講はおやめください。
有給休暇取得日及び各種休業日には受講できません。

以上